

日行連発第 2 1 3 号  
令和 4 年 5 月 1 8 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会 長 常 住 豊  
デジタル推進本部  
本部長 有賀 一雄

マイナンバーカード申請手続相談員の再募集について（周知）

各単位会におかれましては、マイナンバーカード代理申請手続事業について、ご理解ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本事業の現況ですが、4 月 15 日時点で相談員からの申請件数は約 900 件程度にとどまっております。本事業の申請件数の目標数は 4 万件であることから、現在約 2,300 名の相談員を大幅に増員して臨みたいと考えています。そのため、別紙のチラシを「月刊日本行政」6 月号に同封し会員宛に発送することとしました。

つきましては、相談員を希望する会員からの問い合わせにご対応をいただき、相談員の増員にご協力をお願いします。随時、名簿へ追加対象者の相談員証を発行いたします。

なお、詳細は会員サイト「連 con」に記載する予定です。問い合わせの手段（メールアドレスの掲載など）や、相談員の増員が必要ない単位会がありましたら、大変お手数ですが、5 月 25 日までにご連絡ください。各単位会別にその旨記載いたします。

以上

<会員各位>

## 「マイナンバーカード申請手続相談員」の募集

日本行政書士会連合会では、国民のマイナンバーカード申請をサポートするため、以下の業務を担っていただけるマイナンバーカード申請手続相談員を募集しています。（協力金の支給あり）

- (1) 各単位会が実施する総合的な相談会等の一部で開催する個別相談コーナーでのマイナンバーカードの取得に係る代理申請
- (2) マイナンバーカード申請手続相談員による顧客対応場面でのマイナンバーカードの取得に係る代理申請
- (3) 各単位会が独自で実施する専らマイナンバーカードの取得に係る代理申請のために行う個別相談会における申請サポート
- (4) 国・都道府県・市区町村と連携して実施するマイナンバーカードの出張申請受付や申請サポートに対する協力

募集にあたっては、以下の各項全てに該当することを条件としています。

### <マイナンバーカード申請手続相談員認定条件>

- ・既に自身のマイナンバーカードを保有している者、又は現在申請中の者
- ・マイナンバーカードの取得支援が可能な者
- ・スマートフォン又はパソコン、タブレットを用いての支援が可能な者
- ・会費の滞納がない者
- ・会員権の停止処分中でない者
- ・各単位会長が認める者

※ 詳細は、会員サイト「連con」を確認の上、各単位会にご応募ください。

本事業は、本会並びに各単位会及びその会員が、国、都道府県、市区町村と協力してマイナンバーカードの普及を促進し、もってデジタル社会インフラの整備に貢献し、行政手続のデジタル化推進とその円滑な実施に寄与することを目的としています。

なお、本事業は、総務省からの委託を受けて行う事業です。



日本行政書士会連合会